

ハ、十ヶ年未満の一ヶ年ニ付三十日
 ロ、正ヶ年未満の一ヶ年ニ付十五日
 ニ、三ヶ年未満の一ヶ年ニ付十日
 一、平均賞與の式の計算をせらるる事

煤 颯 替

十、煤颯替並に要求書提出し得難き事
 二十二日午後回答せらるる事
 〇煤颯替を提出回答せらるる事
 一、同日午後一時其並に聯合外委正當其當風を問
 十一日川柳林本館の空室一棟借入れを申請する事
 樹籬の結果、聯合樹籬の工の得難きを申請せらるる事
 聯合借入れは、十日午後四時川柳林本館委員會事務室に聯合
 の申請の因り得難きを申請せらるる事
 六月二十日

法人 樹籬會 福岡出張所

法人 協調會 福岡出張所

- 二、十ヶ年以上は一ヶ年に付五十日分
- 2、八時間制の實施、最低賃金一圓六拾錢に制定
- 3、會社直屬の寄宿舎を設置せられ度し但食費一日三十錢の事
- 4、不當なる強制休業制度を撤廢せられ度
- 5、マイト及キャツプライト代會社負擔とせられ度
- 6、坑内作業中事故の爲中途昇坑の時相當の賃金を支給せられ度
- 7、積立金の拂下を簡便にせられ度
- 8、採炭賃金の總決算を毎月一回發表せられ度
- 9、分配所制度を購買會制度に改組せられ度
- 10、傷病者に對する取扱を左の如くせられ度
 - イ、公傷を私傷とせざること